

居宅療養管理指導重要事項説明書

1 居宅療養管理指導の目的

生協法人・酒田健康生活協同組合が開設する健生ふれあいクリニック（以下「事業所」という。）が行う指定居宅療養管理指導の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師が、通院困難な要介護者等に対して、計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、指定居宅介護支援事業所への情報提供又は居宅サービスを利用する上での留意点・介護方法についての指導及び助言を行うことを目的とする。

2 運営方針

要介護者等が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。また居宅介護支援事業所その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 法人概要

- 法人名称 : 酒田健康生活協同組合
- 法人所有地 : 山形県酒田市泉町1番16
- 代表番号 : 0234-33-6333
- 理事長氏名 : 松本 弘道
- 実施サービス : 訪問介護（ヘルパーステーションにしの）
 - 短期入所生活介護（在宅介護支援施設にじの輪）
 - 通所介護（健生ふれあいクリニック通所介護）
 - 居宅介護支援（にじの輪）
 - 通所リハビリテーション（健生ふれあいクリニック）
 - 居宅療養管理指導（健生ふれあいクリニック）
 - 訪問リハビリテーション（健生ふれあいクリニック）
 - 訪問看護（健生ふれあいクリニック）

4 居宅サービスを提供する事業所（以下「サービス事業所」とする）

■ サービス事業所の概要

サービス事業所の名称 所在地 電話番号等	〒998-0018 酒田市泉町1番16 健生ふれあいクリニック Tel 0234-33-6333 Fax 0234-34-1690
指定事業所番号	0610812067
実施サービス	（介護予防）居宅療養管理指導
サービス提供地域	酒田市・遊佐町（旧松山・平田町は要相談）
備考	

■ 職員体制

	常勤	非常勤	計	資格等
医師	2人	人	2人	

職種	職務内容
医師	① 通院が困難な利用者に対して、利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学管理に基づいて、居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。利用者、家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法についての指導、助言を行います。 ② 利用者、家族に対する指導又は助言については、文書等の交付により行うように努めます。 ③ 文書等により指導、助言を行った場合は、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存し、口頭により指導、助言を行った場合は、その要点を記録します。

■ 営業日及び営業時間

営業日	休業日を除く毎日
営業時間①	午前8時30分～午後 6時00分（月・火・木・金曜日） 午前8時30分～午前12時00分（水・土曜日）
休業日	祝祭日・5月20日・8月13・14日 12月30日～1月3日
備考	

5 居宅サービスの内容

居宅サービスに対する居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の指導・支援や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導・助言を行います。

6 利用料金

■ 基本料金

要介護認定又は要支援認定を受けられた方は、利用料の1～3割の自己負担となります。

	1割	2割	3割
在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定した場合で、同一建物居住者以外の者に対して行う場合	299円	598円	897円
在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定した場合で、同一建物居住者に対して行う場合	287円	574円	861円

*保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合は、一旦全額を負担していただき、事業所から「サービス提供証明書」を発行します。この「サービス提供証明書」を後日お住まいの市町村窓口に提出しますと、利用料の9割の払い戻しを受けられます。

7 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の病状の急変及び、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医又は救急対応医療機関等に連絡するなどの措置を講じるとともに、ご家族、介護支援専門員へ連絡をいたします。

8 事故発生時の対応方法

利用者に対するサービス提供中に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

事業所は、利用者に対するサービス提供中に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。但し、利用者に過失がある場合は、賠償額を減ずることがあります。

9 虐待防止

- (1) 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。
 - ・虐待を防止するための従業員に対する研修を実施します。
 - ・虐待防止のために担当者を定め、必要な委員会の開催、指針の整備等の措置を講じます。
- (2) 事業者は、サービス提供中に介護施設従事者等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村又は地域包括センターへ通報します。
- (3) 身体的拘束等の適正化の推進

10 秘密保持等

サービス提供をする上で知り得た利用者及びそのご家族に関する秘密を正当な理由なく第3者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

11 サービス提供に関する相談・苦情について

苦情申立の窓口

【事業所の窓口】 酒田健康生活協同組合 健生ふれあいクリニック	所在地 酒田市泉町1番16 電話番号 0234-33-6333 受付時間 午前8時30分～午後5時
【市町の窓口】 酒田市健康福祉部 高齢者支援係	電話番号 0234-26-5363 受付時間 午前8時30分～午後5時
【公的団体の窓口】 山形県国民健康保険団体連合会	電話番号 0237-87-8003 受付時間 午前8時30分～午後5時

私は、本書面に基づいて、職員（ ）から上記重要事項の説明を受けました。
これらを十分に理解した上で同意します。

年 月 日

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印

(繞柄：)